

令和 7 年度
6 次産業化スタートアップ事業補助金
【公募要領】

【募集期間】 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 30 日（金）

沖縄県農林水産部流通・加工推進課



6次産業化スタートアップ事業補助金に係る補助事業者の募集について

令和7年4月
沖縄県農林水産部流通・加工推進課

令和7年度「6次産業化スタートアップ事業補助金」の補助事業者を募集します。補助金交付を希望する方は、以下に基づき応募願います。

1 補助金の目的

地域の農林水産物を活用して商品開発に取り組みたい農林漁業者等に対し、商品開発や衛生管理、営業許可などに関する基礎的な知識やノウハウの習得を支援する。

2 補助対象事業者

- (1) 県内の農林漁業者又は農林漁業者と連携した県内食品加工事業者等、農林漁業者の組織する団体・法人等とし、次の要件を満たす者としします。

- ① 県内に住所又は本拠地を有すること。
- ② 県産農林水産物を活用した加工品の製造・販売に取り組む意思を有していること。
- ③ 事業を完遂する能力を有し、明確な会計、経理を実施、報告できること。
- ④ 将来とも継続的な事業活動が見込まれること。
- ⑤ 団体にあっては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。

- (2) 上記の条件を満たす場合であっても、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体・法人は、原則として除きます。

※過去に当課事業の補助金を受けた方も対象ですが、応募に当たっては下記4(3)を参照の上、申請を行ってください。

- (3) また、本事業の委託先において別途募集する支援事業*にエントリーし、支援対象事業者として採択される必要があります。

*専門家による個別指導や集合研修の支援が受けられる伴走型支援メニューのこと

3 補助事業者の留意事項

- (1) 事業採択は、県の予算の範囲内で行われるため、補助金の交付額については、申請額から減額されることがあります。
- (2) 6次産業化スタートアップ支援事業により支援事業者*として不採択となった場合、補助金についても不採択となりますのでご了承ください。

*支援事業者とは、専門家による個別指導や集合研修等の支援が受けられる支援事業にエントリーし、採択された事業者のこと。

4 対象事業及び補助対象経費

(1) 補助対象事業

県産農林水産物を活用した新商品開発にかかる取組

※既に製造している商品は対象外とする。

(2) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次の取組に係る経費を対象としています。

詳細は、6次産業化スタートアップ事業実施要領別表を参照してください。

① 商品開発費

- ・ 試作品作成
- ・ パッケージデザインの開発
- ・ 試作に必要な機器のレンタル
- ・ 成分分析等検査
- ・ 加工等技術研修

② 市場調査費

- ・ ニーズ把握調査
- ・ 試験販売
- ・ パンフレット、ポスター等商品PR資材の作成

③ 上記①、②の他、事業を行うにあたって必要な経費で知事が認めたもの。

5 補助金の補助率等

(1) 補助率：補助対象経費の1/2以内

(2) 補助金限度額：50万円以内

6 補助事業の期間

補助事業の期間は、**補助金交付の決定日から令和8年2月27日まで**となります。

(注1) 2月27日までに補助事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）し、実績報告を提出していただく必要があります。

(注2) 交付決定日前に支出（契約含む）した経費は、補助対象外となります。

7 応募手続き等

受付期間内に、次の書類を受付先へ提出して下さい。

(1) 提出書類

- ① 事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号）
- ② 事業計画承認申請書（実施要領別紙様式第2号）
- ③ 申請者が暴力団員等に該当しないことの誓約書（別紙1）
- ④ 添付資料
 - ・ 定款
 - ・ 役員等名簿
 - ・ 登記事項証明書の写し（原本の提出を求めています）
 - ・ 直近3か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
※個人事業主の場合は確定申告書の写し
 - ・ 本事業で扱う農林水産物の生産（調達）計画

⑤ **6次産業化支援事業エントリーシート*（提出済みの場合は不要）**

*専門家による個別指導や集合研修の支援が受けられる支援事業へのエントリーシートのこと。

(2) 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月30日（金）17時必着
（郵送の場合も、上記期間内に必着となります。）

(3) 提出方法

電子データ（メール）又は書面（郵送又は直接提出）

(4) 申請書提出先及び問い合わせ先

（6次産業化スタートアップ事業事務局）
株式会社アール・ピー・アイ 担当：佐脇・山城
〒900-0016
沖縄県那覇市前島 2-2-7 上原ビル 4 階
TEL 098-917-6328 FAX 098-917-6328
メール：oki6@rpi.co.jp
ホームページ：https://rpi.co.jp/pj/250414/

8 補助対象事業の採択について

(1) 補助対象事業の評価方法

書類審査および委員会審査とし、以下の評価項目に基づいて評価を行います。

①補助目的との整合性、②開発商品の優位性、③計画実施の確実性、④成果の波及性

(2) 補助事業者の採択内定通知

書類審査および委員会の結果をもとに、県において採択内定事業者を決定します。

採択内定及び不採択の結果については、県から申請者あてに文書にて通知します。

(3) 交付申請

採択となった事業者は、別途6次産業化スタートアップ事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 交付決定を受けた後、次の**重要な変更**をしようとするときは、事前に知事の承認が必要です。

① 事業内容の新設又は廃止をする場合。

② 補助対象経費の間でそれぞれの30%を超える配分の変更があった場合。

③ 補助事業に要する経費又は補助金の30%を超える減額がある場合。

(2) 知事が補助事業の遂行状況について報告を求めた場合、遂行状況報告書を提出しなければなりません。

(3) 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の2月27日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

(4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書を知事に提出しなければなりません。

- (5) 補助金交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

○消費税等仕入控除税額とは

補助対象者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしております。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (6) 補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 事業の実施年度から目標年度（事業実施の翌年度から3年間）までの間、毎年度、当該年度の販売状況等を取りまとめた事業成果報告書を作成し、その翌年度の6月末までに提出しなければなりません。

10 財産の帰属

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

11 その他

- (1) 補助金の支払いについては、補助金交付決定のあった年度の2月27日までに補助事業者による実績報告を受けた後、補助金額の確定を行い、精算払いを行います。特に必要と認められる場合、年度の途中で事業の進捗状況や、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金を概算払いする場合があります。
- (2) 補助事業の進捗状況を確認するため、事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することがあります。
- (3) 原則として、補助事業終了後の補助金確定にあたり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合については、当該物等に係る金額は補助対象外となります。
- (4) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為（他の用途への無断流用など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。
- (6) 補助事業終了後、補助事業者名、事業名、事業概要、補助金額等を公表します。

12 スケジュール（予定）

- (1) 補助事業者公募期間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月30日（金）
- (2) 採択・不採択通知 令和7年6月中旬（予定）

- (3) 補助金交付申請 令和7年7月中旬（予定）
- (4) 交付決定通知（着手） 令和7年8月上旬（予定）
- (5) **補助事業の実施** **交付決定日から令和8年2月27日まで**
- (6) **実績報告** **令和8年2月27日まで**
- (7) 補助金額の確定
- (8) 補助金の精算払請求（補助金額の確定後）
- (9) 補助金の交付（精算分）
- (10) 関係書類の整理、保存（補助事業終了後5年間）

以 上